

ID: 46

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<b>処分の概要</b>	駐車場の使用料の免除														
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市立図書館設置条例 第7条第3項														
<b>例規番号</b>	昭和26年条例第2号														
<p><b>【根拠条文】</b>                  (駐車場の設置及び使用料)                  第7条 図書館に駐車場を設置する。                  2 駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">使用料区分</th> </tr> <tr> <th>午前8時から午後8時まで</th> <th>午後8時から翌日の午前8時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館の 開館日</td> <td>30分までごとに100円</td> <td>60分までごとに100円。ただし、1、000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">図書館の 休館日</td> <td>30分までごとに100円</td> <td>60分までごとに100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1、500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 教育委員会は、公益上特に必要があると認める場合は、駐車場の使用料を免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び芦屋市立図書館設置条例施行規則第34条の規定による。                  (駐車場使用料の免除)                  第34条 条例第7条第3項にいう公益上特に必要があると認める場合とは、次に掲げる場合をいう。                  (1) 公務を目的として来館するとき。                  (2) 図書館が主催する行事の講演者が来館するとき。                  (3) 図書館事業を援助する者が来館するとき。                  (4) 身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館を利用する場合に限る。                  (5) 館長が特に必要と認めたとき。</p>				使用料区分		午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで	図書館の 開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1、000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	図書館の 休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1、500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
	使用料区分														
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで													
図書館の 開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1、000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。													
図書館の 休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円													
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1、500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。														
<b>標準処理期間</b>	3日														
<b>備考</b>															

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>資料の複写の承認</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立図書館設置条例施行規則 第6条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>昭和62年教育委員会規則第4号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (資料の複写)                  第6条 資料の複写を依頼しようとするときは、複写申込書を提出しなければならない。                  2 次の各号に掲げる資料の複写は行わない。                  (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するもの                  (2) 複写した場合に資料が損傷するおそれがあるもの                  (3) 館長が複写することを不相当と認めるもの                  3 複写のために必要な経費は、利用者の負担とする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>1日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<b>処分の概要</b>	図書貸出券の交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第11条第2項(第23条において準用する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	昭和62年教育委員会規則第4号		
<b>【根拠条文】</b>			
(貸出しの対象者及び手続)			
第11条 図書の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。			
(1) 本市又は尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市若しくは猪名川町に住所を有する者			
(2) 本市内の事務所又は事業所に勤務する者			
(3) 本市内の学校に在学する者			
(4) 前3号に掲げる者のほか、特別の理由により館長が承認した者			
2 図書の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書貸出申込書を提出して図書貸出券の交付を受け、これにより図書の貸出しを受けるものとする。			
(個人貸出規定の準用)			
第23条 第11条第2項、第12条第2項及び第14条から第19条までの規定は、団体貸出しについてこれを準用する。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文及び第20条の規定による。			
(団体貸出しの対象)			
第20条 資料の団体貸出しを受けることができる者は、市内の社会教育関係団体とする。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 49

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>図書貸出券の更新</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市立図書館設置条例施行規則 第13条の2</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和62年教育委員会規則第4号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (図書貸出券の更新)                  第13条の2 前条に規定する誕生日を迎え、又は有効期間が過ぎた図書貸出券は、図書貸出券更新申込書を提出して有効期間の更新をしなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>1日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 50

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<b>処分の概要</b>	家庭配本及び郵送貸出しの承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第27条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和62年教育委員会規則第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (家庭配本及び郵送貸出し)                  第27条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、資料の家庭配本及び資料の郵送貸出しを受ける事ができる。                  (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第5条第3項に規定する別表第5号に定める1級及び2級の障害を有する者                  (2) 常時介護を必要とし、かつ、外出が困難な者                  (3) 館長が特に必要と認める者                  2 前項の貸出しを受けようとする者は、図書貸出申込書に理由を付記して申し出るものとする。                  3 資料の貸出しに要する費用は無料とする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 51

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>集会室の利用の承認</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立図書館設置条例施行規則 第29条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>昭和62年教育委員会規則第4号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (利用の申請及び承認)                  第29条 集会室を利用しようとする者は、あらかじめ集会室使用申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。                  2 館長は前項の申請書を審査し、支障がないと認めたときは、利用を承認するものとする。                  3 館長は前項の承認をする際に条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び第30条の規定による。                  (利用の不承認)                  第30条 館長は、集会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会室の利用を承認しない。                  (1) 公共の秩序及び風俗を乱し、又は害するおそれがあると認められるとき。                  (2) 営利を目的とするとき。                  (3) 特定の教派、宗派、教団、又は個人等の主催する宗教的な集会、事業                  (4) 特定の政党を支持し、又は反対するおそれのあるとき。                  (5) 公職選挙に関し、特定の候補者を支持し、又は反対するおそれのあるとき。                  (6) その他管理上支障があると認められるとき。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>1日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 53

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>ライブラリーの登録</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則 第4条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>昭和62年教育委員会規則第5号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (登録)                  第4条 ライブラリーの登録をしようとする者は、芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー登録申請書により館長に申請しなければならない。                  (1) 館長は、ライブラリーの登録をした者に対し、登録証を交付する。                  (2) 登録証の有効期間は、発行日からその年度の末日とし、引き続き登録を希望する者は、再登録しなければならない。                  2 登録証について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに館長に届け出なければならない。                  (1) 記載事項に変更を生じたとき。                  (2) 汚損して使用にたえないとき。                  (3) 紛失したとき。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び第3条の規定による。                  (使用者の資格)                  第3条 このライブラリーの教材・教具をしようとする者(以下「使用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者のうち登録した者とする。                  (1) 芦屋市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校)及びその他の教育機関                  (2) 芦屋市内の社会教育に関する事業を行う団体                  (3) 芦屋市内に事務所を有する国、地方公共団体及び公共的団体                  (4) その他図書館長(以下「館長」という。)が特に認めた者</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>1日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 54

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>教材・教具の使用の許可</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則 第5条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>昭和62年教育委員会規則第5号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用の申請)                  第5条 使用者は、視聴覚教育ライブラリー教材・教具使用申込書兼貸出書により、申込みをして許可を受けなければならない。                  2 教材・教具の貸出しを受けるときは、登録証を館長に提出しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び第7条の規定による。                  (使用の不許可)                  第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、ライブラリーの教材・教具の使用を許可しないものとする。                  (1) 教材・教具の操作技術を有しないとき。                  (2) その他館長が不相当と認めるとき。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>1日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 55

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 図書館

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用期間の延長の許可</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則 第6条第2項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>昭和62年教育委員会規則第5号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (使用期間)                  第6条 このライブラリーの教材・教具の使用期間は、1週間以内とする。                  2 1週間を超えて使用を希望する者は、返納期日までに館長に申し出て、使用の許可を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>1日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>